

財団法人について

1. 出捐金(案)について
2. 評議員及び理事等の構成(案)について
3. 管理運営費の基本的な考え方について
4. 給与規程の検討について

令和6年3月28日協議会

公立沖縄北部医療センター整備協議会事務局

(沖縄県保健医療部医療政策課)

令和5年度財団法人部会における検討について

< 検討状況 >

令和5年5月18日

第1回部会（令和4年度の振り返り、令和5年度検討スケジュールの確認）

令和5年9月7日

第2回部会（出捐金（案）、評議員及び理事等の構成（案）、管理運営費の基本的な考え方、給与規程の検討）

令和5年10月30日

部会員あて資料送付及び意見照会（評議員及び理事等の構成（案））

令和5年11月27日

北部12市町村長及び北部地区医師会長あて意見照会（出捐金（案）、評議員及び理事等の構成（案））

令和6年2月9日

第3回部会（出捐金（案）、評議員及び理事等の構成（案）、管理運営費の基本的な考え方、給与規程の検討）

< 検討結果 >

- ✓ 第3回部会までの検討の結果、令和5年度の検討事項である「出捐金（案）」、「評議員及び理事等の構成（案）」、「管理運営費の基本的な考え方」及び「給与規程の検討」について、事務局案に構成団体の意見を反映し、了承された。

1. 出捐金（案）について

<財団法人の設立に係る出捐金の考え方及び予算計上の時期>

ア 出捐団体

出捐団体は、設立者となる沖縄県、北部12市町村、北部地区医師会とする。（14団体）

イ 出捐金（案）

- (ア) 出捐金の総額は、300万円（法律の下限）とし、各団体の出捐金額は10万円以上、10万円単位とする。
- (イ) 出捐金は全て財団の基本財産に位置づけることとする。

ウ 団体毎の出捐金額及び負担の考え方

(ア) 沖縄県

沖縄県については、北部医療センターの設立母体であり、その整備に主導的な役割を担っていること、北部圏域の医療の推進を図る役割を担っていることから、150万円（出捐金総額の5割）を負担することとする。

(イ) 北部12市町村

北部12市町村については、北部圏域の医療の推進を図る役割を担っていることを踏まえつつ、出捐金の負担に当たっては、市町村全体の財政状況を十分に勘案し、一律10万円、12団体で120万円を負担することとする。

(ウ) 北部地区医師会

北部地区医師会については、沖縄県と同様、北部医療センターの設立母体であり、北部地域における安定的な医療の提供を図ることが求められることから、30万円を負担することとする。

エ 予算計上の時期

各団体は、令和7年度に出捐金の払い込みができるよう、令和7年度当初予算に出捐金を計上することとする。

2. 評議員及び理事等の構成（案）について

<理事の構成の考え方>

- 理事長職は病院運営に高い経営ノウハウを有する者とし、令和10年度の病院開院に向けて、理事会における院長の位置づけを検討する。
- スピード感をもった病院運営を行うため、設立者である県、北部地区医師会から1名、北部12市町村からは2名選任。設立者以外の関係機関からは、新潟県の類似団体を参考に県病院事業局、大学病院、地域医療機関から1名ずつ選任し8名で構成する。
- 理事長について、病院開院前の令和7年度～令和9年度までの間は、非常勤とすることも検討する。

役職	候補者（案）	常勤	考え方
理事長	病院運営の経験者等	(○)	病院運営に高い経営ノウハウを有する者から選任
専務理事	沖縄県	○	財団設立者から選任。法人の実務責任者として主導的な役割を担うため沖縄県から派遣
理事	北部地区医師会		財団設立者から選任。
	市町村		財団設立者から選任。
	市町村		財団設立者から選任。
	沖縄県病院事業局		県内の基幹病院、地域の中核病院を運営する機関から選任。
	琉球大学病院		医師確保の中核機関から選任
	地域医療機関		民間医療機関から選任。地域連携などの役割を担う。

※ 理事が選出された2市町村を除く他市町村への情報提供体制の構築を希望する。（市町村意見）

2. 評議員及び理事等の構成（案）について

<評議員の構成の考え方>

- 評議員は、財団設立者である沖縄県、北部12市町村、北部地区医師会から1名ずつ選任し、県内大学教授等、会計士等の有識者から1名ずつ選任する。

役職	候補者（案）	考え方
評議員	沖縄県	財団設立者から選任。
	市町村	財団設立者から選任。
	北部地区医師会	財団設立者から選任。
	県内大学教授等	有識者から選任。
	会計士、税理士等	有識者から選任。

※ 市町村から選任する理事又は評議員については、北部医療センターの運営に離島の意見が反映されるよう、離島3村から選出することについて検討を要する。（市町村意見）

<監事の構成の考え方>

- 監事は、弁護士、公認会計士から1名ずつ選任する。

役職	候補者（案）	考え方
監事	弁護士	法律の専門家から選任。
	公認会計士	会計の専門家から選任。

3. 管理運営費の基本的な考え方について

<北部医療センター開院前の管理運営費について>

- 財団法人においては、令和10年度の北部医療センターの運営に向けて、財団設立予定の令和7年度から、医師の確保、看護師の採用・研修、その他の医療従事者及び事務職員の採用、病院運営に必要な各種委員会の設置の検討等、運営体制の構築に取り組む必要がある。
- これらの取組等に要する経費（管理運営費）については、各年度の組織体制や事業計画を踏まえ見込む必要があり、その費用負担については、北部医療センターの開院前であり、指定管理料や診療報酬等の収益が得られないことを踏まえ、検討する必要がある。
- 令和7年度の管理運営費については、北部医療センターの母体となる病院の設置者である沖縄県と北部地区医師会並びに北部医療センターの設置者である沖縄県北部医療組合の3者で検討を行い、財団法人部会において確認を行いながら協議を進めることとする。

4. 給与規程の検討について

<北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書>

(労働条件)

第11条 財団職員の給与、勤務時間その他の労働条件は、医師会病院の労働条件を適用するものとする。

- 給与規程の前提となる財団法人の組織の検討に当たっては、北部医療センター開院時に円滑に組織移行できるように、北部地区医師会の組織を参考に、法人事務局と病院組織を分けて検討を進める。
- 財団法人に適用される北部地区医師会病院の給与等について、医療従事者の確保の観点から、県において、県内同規模の民間急性期病院と比較し、検討を進める。